

参議院議院運営委員会會議録第十八号

昭和三十七年三月三十一日(土曜日)

午後二時十四分開会

委員の異動

三月二十六日委員豊瀬領一君及び安田敏雄君辞任につき、その補欠として成瀬瀧治君及び小柳勇君を議長において指名した。

三月三十日委員鹿島俊雄君及び小柳勇君辞任につき、その補欠として野本品吉君及び安田敏雄君を議長において指名した。

三月三十一日委員野本品吉君及び成瀬瀧治君辞任につき、その補欠として上林忠次君及び豊瀬領一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 宮澤 喜一君
理事 田中 茂穂君
鍋島 直紹君
阿 三郎君
米田 勲君
天田 勝正君
小平 芳平君
杉山 昌作君

委員

天竺 良吉君
北畠 教真君
佐野 廣君
徳永 正利君
松野 孝一君
議長 松野 鶴平君
副議長 平井 太郎君

事務局側

事務総長 河野 義克君
事務次長 宮坂 完孝君
議事部長 海保 勇三君
委員部長 岸田 実君
委員部副部長 若江 幾造君
記録部長 佐藤 忠雄君
警務部長 渡辺 猛君
庶務部長 小沢 俊郎君
管理部長 佐藤 吉弘君
管理部副部長 浅井 龜次郎君
渉外部長 森 純造君
法制局側 法制局長 斎藤 朗郎君

本日の会議に付した案件

- 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正に関する件
- 国会議員の公務上の災害に対する補償等に関する規程に関する件
- 国会議員の秘書の公務上の災害に対する補償等に関する規程に関する件
- 国会議員の秘書の退職手当支給規程に関する件
- 参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件
- 参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件
- 裁判官弾劾裁判所裁判員旅費及び職務雑費支給規程の一部改正に関する件
- 裁判官訴追委員旅費及び職務雑費支給規程の改正に関する件

○議員の外国派遣に関する件

○常任委員会専門員任用の件
○職員に対する賄賂費の支給に関する件

○委員長(宮澤喜一君) 議院運営委員会を開会いたしました。

○参議院議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたしました。

事務総長から本案の内容について説明を願います。

○事務総長(河野義克君) ただいま議題となりました法律案は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律外五件の法律の改正を内容とするものであり、衆議院から提出されたものであります。御意見を伺います。

改正の第一点は、国会議員が受ける通信費の月額、国会議員の議会雑費の月額、国会閉会中委員会が審査を行なう場合の委員の審査雑費の月額、並びに国会における各会派に対する立法事務費の月額を改訂するものであります。

その第二点は、新たに公務上の災害を受けた議員に対する補償制度を設け、これに関連して特別弔慰金の支給に關し所要の改正を加えるとともに、本制度と国会議員互助年金法に規定する公務傷病年金、遺族扶助年金制度との間に所要の調整を行なっておりま

第三点は、議員秘書の滞在雑費の日額を改訂するとともに、議員秘書に対し新たに退職手当制度を設けたことであります。

第四点は、議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律を改正し、職務の關係で証人となった公庫、公団その他政府出資の特殊法人で、議長、副議長、各会派の代表者、議員の定めものの役員等は、公共企業体の役員と同様に、その旅費及び日当は支給しないことにいたそうとするものであります。

以上が本案の概要でございますが、なお、議員の公務上の災害に対する補償及び議員秘書の退職手当支給の細則につきましては、両院議長が協議してこれを定めることになっております。

○委員長(宮澤喜一君) 御質疑のおありの方は御発言を願います。

別に御発言がなければ、討論に入りません。御発言がございましたら、本件について採決をいたします。

○委員長(宮澤喜一君) 全会一致と認められます。よって本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する審査報告書の作成につきましては、慣例により委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(宮澤喜一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(宮澤喜一君) 次に、

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正に関する件、国会議員の公務上の災害に対する補償等に関する規程に関する件、国会議員の秘書の公務上の災害に対する補償等に関する規程に関する件、国会議員の秘書の退職手当支給規程に関する件、

以上一括して議題といたします。

○事務総長(河野義克君) ただいま議題となりました各規程案は、主としてたゞいま決定された国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の改正に伴うものでございまして、その詳細につきましては、お手元の資料により御承知願うことにいたしまして、以下そのおもな点について御説明申し上げます。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程案についてでございますが、これは、議員の応召、帰郷及び派遣旅費の日額、並びに議会雑費の日額を改訂するとともに、弔慰金及び特別弔慰金を受ける遺族の順位を、災害補償法の遺族補償を受ける遺族の順位と同様に改めようとするものであります。

次に、国会議員の公務上の災害に対する補償等に関する規程案について申し上げます。本規程案におきまして

は、議員の公務上の災害とは、議員として遂行すべき職務に起因し、または当該職務と相当因果関係をもつて発生した負傷、疾病、廃疾または死亡をいうものと定め、公務上の災害に対する認定基準、その他補償の実施等につき必要な事項については、国家公務員災害補償法において定める一般職の職員の例によることとするともに、特に必要な手続等を規定いたしているものであります。

○委員長(宮澤喜一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

右理事会申し合わせのとおり決定することに御異議ございませんか。

給することができることになっております。例年、年度末前後に一回これを支給いたしておるのでありますが、本年も例年の例にならぬとして支給したいと存じます。

○委員長(宮澤喜一君) 次に、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件、並びに

○委員長(宮澤喜一君) 次に、裁判官弾劾裁判所裁判員旅費及び職務雑費支給規程の一部改正に関する件、並びに

○委員長(宮澤喜一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

また、国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴訟委員会の職員に対しても、賄雑費を支給したいと存じますので、何とぞ御承認をお願いいたします。

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

裁判官訴訟委員旅費及び職務雑費支給規程の改正に関する件、

○委員長(宮澤喜一君) 次に、常任委員会専門員任用の件を議題といたします。

○委員長(宮澤喜一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

○参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件、

国会議員の公務上の災害に対する補償等に関する規程案

第一条 議長、副議長及び議員の公務上の災害に対する補償並びに公務上の災害を受けた議長、副議長及び議員に対する福祉施設については、この規程に定めるもののほか、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の定めるところの例による。

第二条 この規程において「公務上の災害」とは、議長、副議長又は議員として遂行すべき職務に起因し、又は当該職務と相当因果関係をもつて発生した負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。

第三条 議長、副議長及び議員の公務上の災害に対する補償の金額の算定の基礎となる平均給与額は、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日の属する月にその者が受ける歳費月額を三十で除して得た金額とする。

第四条 議長、副議長及び議員の公務上の災害に対する補償の実施機関は、衆議院の議長、副議長及び議員については衆議院、参議院の議長、副議長及び議員については参議院とし、その実施機関の権限は、その議院の議長が行なう。

第五条 実施機関が行なう公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施については異議のある者は、衆議院の議長、副議長及び議員については衆議院議長に、参議院の議長、副議長及び議員については参議院議長に審査の請求をすることができ

2 前項の審査の請求があつたときは、衆議院議長又は参議院議長は、その事実を審査決定し、理由を附記した決定書を当該請求をした者に交付しなければならない。

第六条 前条第二項の決定に異議のある者は、衆議院の議長、副議長及び議員については衆議院議長、副議長及び議員については参議院議長に審査の請求をすることができ

2 前項の再審査の請求があつたときは、衆議院議長又は参議院議長は、衆議院議員災害補償審査委員会又は参議院議員災害補償審査委員会に、すみやかに、その事実を審査して判定を行ない、請求者及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。

3 実施機関は、前項の判定に基づき、直ちに必要措置を講じなければならない。

第七条 議長、副議長及び議員の公務上の災害に対する補償に関する審査機関として、衆議院に衆議院議員災害補償審査委員会を、参議院に参議院議員災害補償審査委員会を置く。

2 衆議院議員災害補償審査委員会及び参議院議員災害補償審査委員会の組織及び議事手続等については、各議院の議長が定める。

附則
この規程は、昭和三十七年四月一日から施行する。

組織及び議事手続等については、本件の定めるところによる。

第二条 委員会は、委員九人をもつて組織する。

2 委員は、参議院議員の中から参議院議長が委嘱する者八人及び参議院事務総長をもつて充てる。

第三条 委員会に委員長を置く。委員長は、議員である委員の中から、委員が選挙する。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 委員長に事故がある場合においては、議員である委員の中から委員長があらかじめ指名する委員が、委員長の職務を行なう。

第四条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、五人以上の委員が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

2 前項の再審査の請求があつたときは、衆議院議長又は参議院議長は、その事実を審査決定し、理由を附記した決定書を当該請求をした者に交付しなければならない。

第六条 前条第二項の決定に異議のある者は、衆議院の議長、副議長及び議員については衆議院議長、副議長及び議員については参議院議長に審査の請求をすることができ

2 前項の審査の請求があつたときは、衆議院議長又は参議院議長は、衆議院議員災害補償審査委員会又は参議院議員災害補償審査委員会に、すみやかに、その事実を審査して判定を行ない、請求者及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。

3 実施機関は、前項の判定に基づき、直ちに必要措置を講じなければならない。

第七条 秘書の公務上の災害に対する補償の実施機関は、衆議院の秘書については衆議院、参議院の秘書については参議院とし、その実施機関の権限は、その議院の議長が行なう。

第五条 実施機関が行なう公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施については異議のある者は、衆議院の議長、副議長及び議員については衆議院議長、副議長及び議員については参議院議長に審査の請求をすることができ

2 前項の審査の請求があつたときは、衆議院議長又は参議院議長は、その事実を審査決定し、理由を附記した決定書を当該請求をした者に交付しなければならない。

第六条 前条第二項の決定に異議のある者は、衆議院の議長、副議長及び議員については衆議院議長、副議長及び議員については参議院議長に審査の請求をすることができ

2 前項の再審査の請求があつたときは、衆議院議長又は参議院議長は、その事実を審査決定し、理由を附記した決定書を当該請求をした者に交付しなければならない。

第六条 前条第二項の決定に異議のある者は、衆議院の議長、副議長及び議員については衆議院議長、副議長及び議員については参議院議長に審査の請求をすることができ

2 前項の審査の請求があつたときは、衆議院議長又は参議院議長は、衆議院議員災害補償審査委員会又は参議院議員災害補償審査委員会に、すみやかに、その事実を審査して判定を行ない、請求者及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。

3 実施機関は、前項の判定に基づき、直ちに必要措置を講じなければならない。

第七条 秘書の公務上の災害に対する補償の実施機関は、衆議院の秘書については衆議院、参議院の秘書については参議院とし、その実施機関の権限は、その議院の議長が行なう。

第五条 実施機関が行なう公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施については異議のある者は、衆議院の議長、副議長及び議員については衆議院議長、副議長及び議員については参議院議長に審査の請求をすることができ

2 前項の審査の請求があつたときは、衆議院議長又は参議院議長は、その事実を審査決定し、理由を附記した決定書を当該請求をした者に交付しなければならない。

第六条 前条第二項の決定に異議のある者は、衆議院の議長、副議長及び議員については衆議院議長、副議長及び議員については参議院議長に審査の請求をすることができ

委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

第四条 委員会は、委員の全員が出席しなければ会議を開き議決することができない。

委員会の議事は、委員の過半数で決する。

附則

本件は、昭和三十七年四月一日から施行する。

国会議員の秘書の退職手当支給規程案

第一条 国会議員の秘書（以下「秘書」といふ。）が退職した場合にその者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する退職手当については、この規程に定めるもののほか、国家公務員が退職した場合に国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号。以下「退職手当法」といふ。）の規定（同法第三条第二項、第七條第五項、第七條の二、第八條第一項及び第十三條並びに同法附則の規定を除く。）により支給する退職手当の例による。

第二条 勤続期間が三年以上の秘書が衆議院の解散による国会議員の退職により退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、退職手当法第四條第一項第一号の規定の例により計算した額とする。

2 過去の退職につきすでに前項の規定の適用を受けた者が再び秘書となつた場合において、その退職の日の翌日から起算して三年以内に再び同項の規定に該当すること

となるときは、同項の規定は、適用しない。

第三条 勤続期間が十年以下の秘書が国会議員の退職（国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）第三条に規定する国会議員の退職をいう。以下同じ。）及び死亡並びに当該秘書の傷病（国家公務員等退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第二条に規定する傷病をいう。）及び死亡以外の事由により退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、退職手当法第三条第二項の規定の例により計算した額とする。

第四条 勤続期間が二十年以上二十五年未満の秘書が国会議員の退職又は死亡により退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、退職手当法第四條第一項の規定の例により計算した額とする。

第五条 勤続期間が二十五年以上の秘書が国会議員の退職又は死亡により退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、退職手当法第五條第一項の規定の例により計算した額とする。

2 過去の退職につきすでに前項の規定の適用を受けた者がその退職の日の翌日から起算して一年以内に再び秘書となり、その再び秘書となつた日から起算して一年以内に退職し、その退職が退職手当法第五條第一項に規定する退職に該当することとなる場合におけるその者に対する退職手当の額は、同法同条第一項及び第二項の規定の例によらず、同法第三條第一項の規定の例により計算した額とする。

3 第一項の規定の適用を受ける者に対する退職手当の額の最高限度額については、退職手当法第六條の規定の例による。

第六条 任期満了又は衆議院の解散による国会議員の退職により秘書が退職した場合において、その者が当該任期満了又は解散の日から起算して四十日以内に再び秘書となつたときは、その者の在職期間の計算については、その退職の日以前の秘書としての引き続く在職期間は、その再び秘書となつた日以後の秘書としての在職期間に引き続いたものとみなす。

2 前項の規定は、秘書を退職し、引き続き秘書参事等（各議院の議長若しくは副議長の秘書事務をつかさどる各議院事務局の参事又は内閣総理大臣、内閣大臣、内閣官房長官若しくは総理府総務長官の秘書官をいう。以下同じ。）となり、引き続き秘書参事等として在職している者が、任期満了又は衆議院の解散による議長又は副議長である国会議員の退職があつた場合において秘書参事（各議院の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる各議院事務局の参事をいう。以下同じ。）を退職し、その者が当該任期満了又は解散の日から起算して四十日以内に再び秘書となつた場合について準用する。この場合において、その秘書が退職した日とその引き続いて秘書参事等となつた日とが同じ月に属するときは、その秘書参事が退職した日とが同じ月に属する、と

同様に属するときは、その同じ月の月数をその秘書としての在職期間から除算するものとする。

第七條 秘書が退職し、引き続き秘書参事等として在職した後退職し、引き続き再び秘書となつた場合において、その者の在職期間の計算については、その秘書参事等となる前の秘書としての引き続く在職期間に引き続く秘書としての在職期間に引き続いたものとみなす。

この場合において、その秘書が退職した日とその引き続いて秘書参事等となつた日とが同じ月に属するときは、又はその秘書参事等が退職した日とその引き続いて再び秘書となつた日とが同じ月に属するときは、その同じ月の月数をその秘書としての在職期間から除算するものとする。

第八條 第六條又は前條の規定の適用を受けた秘書が退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、その者にこれらの規定を適用しないものとして計算した退職手当の額の合計額より少ないときは、当該合計額をその者に対する退職手当の額とする。

第九條 秘書が退職した場合におけるその者に対する第二條から第五條まで又は前條の規定による退職手当は、退職手当法に規定する一般の退職手当とみなす。

第十條 任期満了又は衆議院の解散による国会議員の退職により秘書が退職した場合においては、その退職についての退職手当は、その者が当該任期満了又は解散の日か

ら起算して四十日以内に再び秘書とならなかつた場合において支給し、その者が当該任期満了又は解散の日から起算して四十日以内に再び秘書となつた場合においては支給しない。

第十一條 秘書が退職し、引き続き秘書参事等となつた場合においては、その退職についての退職手当は、その者が引き続き秘書参事等として在職した後退職したときに引き続いて再び秘書とならなかつた場合において支給し、その者が引き続いて再び秘書となつた場合においては支給しない。

2 秘書を退職し、引き続き秘書参事等となり、引き続き秘書参事等として在職している者が、任期満了又は衆議院の解散による議長又は副議長である国会議員の退職があつた場合において秘書参事を退職した場合においては、その秘書参事等となる前の退職についての退職手当については、前項の規定によらず、その者が当該任期満了又は解散の日から起算して四十日以内に再び秘書とならなかつた場合において支給し、その者が当該任期満了又は解散の日から起算して四十日以内に再び秘書となつた場合においては支給しない。

第十二條 秘書参事等が退職し、その者が当該退職の日又はその翌日に再び秘書参事等となつた場合においては、第六條第二項前段、第七條前段並びに前条第一項前段及び第二項前段の規定の適用については、引き続き秘書参事等として在職したものとみなす。

第十三条 秘書がその在職中に禁錮以上の刑に処せられた場合においては、当該刑に処せられた日を含む秘書としての引き続く在職期間に係る退職手当（退職手当法第十条の規定の例による退職手当を除く。）は、支給しない。

附則

- 1 この規程は、昭和三十七年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）において秘書として在職している者の施行日前の秘書としての在職期間で施行日まで現に引き続いているものは、施行日以後の秘書としての在職期間とみなす。
- 3 施行日以後において秘書がはじめて退職する場合におけるその者の当該退職に係る在職期間の計算については、前項に規定する場合のほか、施行日前における秘書（国会法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第八十七号）による改正前の国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第二百三十二条の規定による国会議員の事務補助員を含む。以下「秘書等」という。）としての引き続く六箇月以上の在職期間（秘書等が在職中に禁錮以上の刑に処せられた場合における当該刑に処せられた日を含む引き続く在職期間及び秘書等が在職中刑事事件に関し起訴され、その判決の確定前に退職した場合であつて、禁錮以上の刑に処せられたとき）の当該退職の日以前の引き続く在職期間を除く。）は、これを合算し、施行日以後において秘書がはじめて退職する場合における当該退職に係る在職期間に引き続くものとみなす。この場合において、当該施行日前における秘書等としての在職期間の計算については、退職手当法第七条第二項の規定の例によるものとする。

- 4 前項の規定により施行日前の秘書等としての在職期間を合算した場合において、同じ月が重複して合算されているときは、その同じ月の月数を当該合算された在職期間から除算するものとする。
- 参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案
参議院事務局職員定員規程（昭和三十三年三月三十一日議決）の一部を次のように改正する。
第一条中「千百四人」を「千百六十六人」に改める。
- 附則
- 1 この規程は、昭和三十七年四月一日から施行する。
 - 2 改正後の第一条の規定にかかわらず、同条に規定する定員は、昭和三十三年三月三十一日議決の一部を次のように改正する。

参議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案
参議院法制局職員定員規程（昭和三十三年三月三十一日議決）の一部を次のように改正する。
本則中「七十人」を「七十一人」に改める。

附則

この規程は、昭和三十七年七月一日から施行する。

裁判官弾劾裁判所裁判員旅費及び職務雑費支給規程の一部を改正する規程（案）
裁判官弾劾裁判所裁判員旅費及び職務雑費支給規程（昭和二十七年七月九日両院議長協議決定）の一部を次のように改正する。
第一条第二項中「二千五百円」を「三千円」に改める。
第二条を次のように改める。
第二条 前条第一項の職務雑費は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）第八條の二の規定による国会雑費を受ける場合においては、受けることができない。

附則

この規程は、昭和三十七年四月一日から施行する。

裁判官訴訟追委員会旅費及び職務雑費支給規程（案）
裁判官訴訟追委員会旅費及び職務雑費支給規程（昭和二十五年七月二十七日衆議院議長決定）の全部を改正する。
第一条 裁判官訴訟追委員会（以下「訴訟追委員会」という。）及びその職務を行なう予備員は、国会の閉会中その職務を行なうため、裁判官訴訟追委員会に出席したときは、その日数に応じて日額三千円の定額によつて職務雑費を受ける。

附則

三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は同日）

2 前項の職務雑費は、国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律（昭和三十三年法律第二十九号）の規定による審査雑費を受ける場合においては、受けることができない。

第二条 裁判官訴訟追委員会の委員長は、国会の閉会中日額千五百円の定額によつて職務雑費を受ける。ただし、予算経理上の必要があるときは、両議院の議長が協議してこれを減額支給することができ。

- 2 前項の職務雑費は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）第八條の二の規定による国会雑費を受ける場合においては、受けることができない。
- 第三条 裁判官弾劾法（昭和二十二年法律第三十七号）第十一条の二の規定によつて支給する訴訟委員の派遣旅費については、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程（昭和二十二年七月十一日両院議長協議決定）第四条から第七条までの規定を準用する。
- 附則
- この規程は、昭和三十七年四月一日から施行する。

三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は同日）

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第二十九号）の規定による審査雑費を受ける場合においては、受けることができない。

（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正）
第一条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。
第八条の二ただし書中「千円」を「千五百円」に改める。
第九条中「二万円」を「五万円」に改める。

第十二条の二「公務上死亡したときは」を「その職務に關連して死亡した場合（次条の規定による補償を受ける場合を除く。）」に改め、同条の次に次の一条を加える。
第十二条の三 議長、副議長及び議員並びにこれらの者の遺族は、両議院の議長が協議して定めるところにより、その議長、副議長又は議員の公務上の災害に対する補償を受ける。

（国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部改正）
第二条 国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律（昭和二十八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。
第三条中「二万円」を「三万円」に改める。

（国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部改正）
第三条 国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律（昭和三十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第二十九号）の規定による審査雑費を受ける場合においては、受けることができない。

第一項本文中「二万五千元」を「三万円」に改める。

(国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部改正)

第四条 国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十一年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「三百円」を「四百五十円」に改める。

第五条の三の次に次の一条を加える。

(退職手当)

第五条の四 国会議員の秘書及びその遺族は、その国会議員の秘書の退職(死亡による退職を含む。)の場合には、両議院の議長が協議して定めるところにより、退職手当を受ける。

(議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部改正)

第五条 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「公共企業体の役員及び職員」を「国が資本金の二分の一以上を出資している法人及び両議院の議長が協議して定める法人の役員及び職員」に改める。

第四条第三項中「委員会が審査を行う場合においてその委員」を「国会議員」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

(国会議員互助年金法の一部改正)

2 国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の一条を加える。

(公務傷病年金と障害補償との調整)

第十六条の二 公務傷病年金は、当該公務傷病年金を受ける者が国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)第十二条の三の規定に基づき両議院の議長が協議して定めるところにより国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第十三条の規定による障害補償に相当する補償を受ける場合には、その補償が同法同条に規定する第一種障害補償に相当する補償であるときはこれを受ける事由が生じた月の翌月から当該補償を受ける間、その補償が同法同条に規定する第二種障害補償に相当する補償であるときはこれを受ける事由が生じた月の翌月から当該補償を受ける間、当該公務傷病年金の年額のうち第十條第二項の規定により加算された金額に相当する金額の支給を停止する。

第十九条の次に次の一条を加える。

(公務による遺族扶助年金と遺族補償との調整)

第十九条の二 前条第二項第四号の規定による遺族扶助年金は、当該遺族扶助年金を受ける者が国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十二条の三の

規定に基づき両議院の議長が協議して定めるところにより国家公務員災害補償法第十五条の規定による遺族補償に相当する補償を受ける場合には、当該補償を受ける事由が生じた月の翌月から六年間、当該遺族扶助年金の年額のうちその百七十分の七十に相当する金額の支給を停止する。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約四億八千六十六万円の見込みである。

昭和三十七年四月三日印刷

昭和三十七年四月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局